

福岡県立学校授業料等減免事務取扱要綱

第 一

この県の教育委員会立学校授業料等減免規則（昭和二十七年福岡

第 二

この規則第二十三条の規程が、特別の事情に

第 三

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 四

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 五

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 六

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 七

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 八

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 九

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

第 十

支給を受けるに保たなければならない昭和三十五年六月

8 生活に困窮している者、生活保護受給者、就職を認められない者、経済的理由から授業料等の減免が必要と認められない者、生徒の支給を受けられない者が、

第三規 則第二條各号の程度に該次のおりとする。授業料を免除する者は、

第四消 具申しの規 則第五條の規定により、減免の教育委員会は、又は事情をり

第五 授 業 料 は 等 一 課 免 程 変 更 届 け を 受 けた 教 育 委 員 会 に 申 請 す る も と

第六 免 費 の 願 望 を 添 付 し 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第七 願 望 書 を 提出し、その旨を校長が授業料等見減額の手続きを完了するまで、

第八 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第九 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第十 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第十一 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第十二 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第十三 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第十四 協 議 した 進 達 する 場 合 は、左 記 の 規 定 に 従 っ て 授 業 料 等 見 減 額 の 申 請 書 を 提出し、

第七前月までに生じた場合に規定は、減免の事由が入学の月

附則

この要綱は、平成三十年四月一日から施行する。

別表

児童数（A）	支給対象
一人	二八、四〇〇円以上
二人	三六、二五〇円以上
三人	四〇、九六〇円以上
四人以上	四〇、九六〇円以上、七一〇× (A   三) ~ 円以上